なんぶ

第14号

平成20年3月議会







ふるさと納税/少子化対策

法勝寺公園の桜土手/政治倫理

足羽彰企画展ねこふんじゃったコンサート (町立図書館)

目

次

9

地域振興区/指定管理 人権問題/入札制度

団塊世代対策/ゴミの減量化

4

20年度一般会計予算他

3月定例議会

2



の会期で開かれました。三月定例会は、三月十日に招集

等が提案されました。

学が提案されました。

学が提案されました。

学が提案されました。

学が提案されました。

学が提案されました。

学が提案されました。

学が提案されました。

学が提案されました。

域振興基金に八億百五十六万七千 その結果予算の規模は六十六億九 の見直しが重点課題として上られ、 出の増大 歳入・歳出の差を基金 退職等で歳入が伸び悩む 携強化及び地域振興に資すため地 百四十万円の増額となっています。 千四百万円と昨年に比べ八億四千 元気な地域づくり支援 算の基本方針を 事業の選択と集 で賄う財政構造が続くとして、予 障費、公債費負担等の義務的な歳 い状況
景気の低迷、団塊世代の 交付税の安定確保は予断を許さな 二十年度町の財政見通を 主なものとして、地域住民の連 ふるさと納税制度を利用した、 歳出削減による収支の均衡 社会保

> ール改修事業三百五十五万五千円。 は今後十億円程度の財源が必要で 保全向上活動支援事業に三百五十 る子育て支援医療費助成事業に四 から中学校終了まで医療費助成す 業に五百八十五万四千円。 小学校 九十二万六千円。子育てひろば東 七万八千円。地域振興交付金事業 南部中給食センター 改修事業二百 計画策定事業三百万円。会見小プ 見小耐震補強事業一億八百三十六 館改修事業千八百八十万千円。 あり) 教育費として、西伯小体育 万円。(小・中学校の教育環境整備 営住宅建設改良事業に九千三百八 の道づくり事業に六百十万円。 を振興区を通じ受益者が行うジゲ 十五万二千円。町道の改良・補修 千円。松くい虫等防除事業に九百 が行う事業に対するチャレンジプ 八万六千円。認定農業者等担い手 百三十万円。農地・水・農村環境 介護保険対策事業に一億七千八百 業所運営補助に九百六十万五千円。 会の会長及び副長会報酬に千七十 万二千円。会見小体育館耐震補強 ラン支援事業に千四百六十八万七 に千二百十七万二千円。小規模作

の議員が行いました。町政に対しての一般質問は十名

巡回ラジオ体操、

みんなの体操会

に百十二万三千円。地域振興協議

り「さくら基金」として百万円。

寄付金を通じての参加型まちづく

円等が主なものとして提案されま

図書館管理費千三百五十四万九千

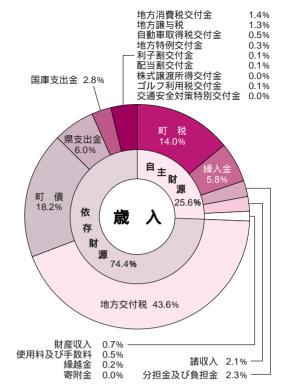
らんぽ)事業三百三十七万二千円、十万円。教育支援センター(さく

定例会報告

歳 入(一般会計)

(単位:千円)							
額	比較						

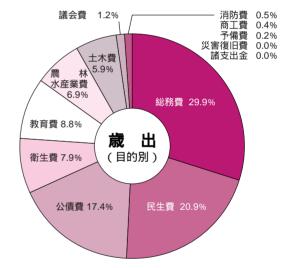
	平成20年度予算額		平成19年度予算額		差引増減額	比較
区 分	当初予算額 (A)	構成比 (%)	当初予算額 (B)	構成比 (%)	(A)-(B)	(A) (B)
町 税	936,451	14.0	940,333	16.1	3,882	99.6
地方譲与税	89,809	1.3	90,223	1.5	414	99.5
利子割交付金	6,835	0.1	5,867	0.1	968	116.5
配当割交付金	4,528	0.1	3,340	0.1	1,188	135.6
株式譲渡所得割交付金	2,462	0.0	3,453	0.1	991	71.3
地方消費税交付金	92,758	1.4	96,003	1.6	3,245	96.6
ゴルフ場利用税交付金	6,123	0.1	6,809	0.1	686	89.9
自動車取得税交付金	33,361	0.5	36,226	0.6	2,865	92.1
地方特例交付金	16,798	0.3	9,557	0.2	7,241	175.8
地方交付税	2,920,000	43.6	2,742,000	46.8	178,000	106.5
交通安全対策特別交付金	1,631	0.0	1,631	0.0	0	100.0
分担金及び負担金	155,885	2.3	144,184	2.5	11,701	108.1
使用料及び手数料	35,232	0.5	34,315	0.6	917	102.7
国庫支出金	186,569	2.8	214,312	3.7	27,743	87.1
県支出金	398,809	6.0	348,696	5.9	50,113	114.4
財産収入	44,327	0.7	68,641	1.2	24,314	64.6
寄附金	1,001	0.0	2	0.0	999	50,050.0
繰入金	386,000	5.8	440,384	7.5	54,384	87.7
繰越金	15,000	0.2	10,000	0.2	5,000	150.0
諸収入	142,721	2.1	132,824	2.3	9,897	107.5
町 債	1,217,700	18.2	523,800	8.9	693,900	232.5
(臨時財政対策債)	219,600	3.3	233,800	4.0	14,200	93.9
(臨時財政対策債除く)	998,100	14.9	290,000	4.9	708,100	344.2
合 計	6,694,000	100.0	5,852,600	100.0	841,400	114.4
(再謁)地方交付税+臨時財政対策債)	3,139,600	46.9	2,975,800	50.8	163,800	105.5



歳 出(目的別)

		(単	位:千	円)
正 子 0 0 左 安 豆 笠 蛙	亚产40年在之签结	* 기나쓰 가라 ㅎㅎ	112 ±	-

	平成20年度予算額 平成19年度予算額 ·		左引增減額	比較		
区 分	当初予算額 (A)	構成比 (%)	当初予算額 (B)	構成比 (%)	(A)-(B)	(A) (B)
議会費	80,855	1.2	82,879	1.4	2,024	97.6
総務費	2,003,646	29.9	1,321,207	22.6	682,439	151.7
民生費	1,396,426	20.9	1,237,949	21.2	158,477	112.8
衛生費	531,732	7.9	630,483	10.8	98,751	84.3
農林水産業費	460,806	6.9	479,649	8.2	18,843	96.1
商工費	27,088	0.4	24,679	0.4	2,409	109.8
土木費	392,891	5.9	354,388	6.1	38,503	110.9
消防費	33,040	0.5	32,358	0.5	682	102.1
教育費	591,259	8.8	526,794	9.0	64,465	112.2
災害復旧費	10	0.0	4,921	0.1	4,911	0.2
公債費	1,161,204	17.4	1,131,257	19.3	29,947	102.6
諸支出金	1	0.0	1	0.0	0	100.0
予備費	15,042	0.2	26,035	0.4	10,993	57.8
合 計	6,694,000	100.0	5,852,600	100.0	841,400	114.4



【増減の主なもの】

(単位:千円)

					(十四・ココノ
	総務費職員人件費	21,661 (365,731 345,222)	舎	健康増進・各種検診	21,624 (0 21,624)
	退職手当組合負担金	5,932 (139,475 145,407)	衛生費	老人保健事業各種検診	33,707 (33,707 0)
	CATV施設管理	6,300 (40,877 34,577)	基	病院補助金	25,000 (238,388 263,388)
総	公共施設整備基金	5,862 (221 5,862)	貝	水道事業会計補助金	18,180 (0 18,180)
	緑水園管理運営基金	22,000 (22,000 0)	水農	農林水産業費職員人件費	1,426 (94,226 92,800)
	地域振興基金	701,317 (100,250 801,567)	産業	集落排水会計繰出	40,277 (167,001 126,724)
	西部広域負担金	14,251 (363,301 349,050)	費林	チャレンジプラン支援	12,101 (2,586 14,687)
科	地方バス対策	9,936 (9,592 19,528)		土木費職員人件費	7,579 (49,726 57,305)
13.	福里未分譲地(債務負担)	53,647 (53,647 0)] +	賀祥今長線改良	2,602 (32,002 34,604)
	中山間地域活性化交付金	5,452 (5,452 0)	1 —	入蔵線改良	23,552 (7,450 31,002)
	地域振興区支援	20,772 (1,400 22,172)		天万寺内線改良	16,385 (9,618 26,003)
	コミュニティバス運行	5,200 (18,300 23,500)	木	道路台帳整備	10,469 (10,469 0)
書	固定資産税評価替宅地鑑定評価	5,140 (5,140 0)		大池線改良	23,604 (0 23,604)
	県議会議員選挙	7,059 (7,059 0)		倭小西線改良	37,000 (37,000 0)
	参議院議員選挙	11,859 (11,859 0)	#	じげの道づくり事業	6,100 (0 6,100)
	町長・町議会議員選挙費	8,110 (0 8,110)	費	町営住宅管理(施設工事)	53,733 (146,813 93,080)
	民生費職員人件費	20,763 (347,043 367,806)		公共下水事業会計繰出	77,824 (3,571 81,395)
E	臨時特例基金特別対策事業	5,650 (0 5,650)		教育費職員人件費	7,541 (152,356 159,897)
	南部箕蚊広域連合負担金	5,108 (173,738 178,846)	教	会小後校舎耐震補強等事業	102,246 (6,116 108,362)
生	桜花塾解体撤去工事	5,767 (0 5,767)	育	会小体育館耐震補強事業	3,000 (0 3,000)
	保育園臨時保育士等賃金	40,191 (68,895 28,704)		西伯小コンピュータ整備事業	5,523 (6,613 1,090)
費	保育園臨時保育士等報酬	58,774 (0 58,774)	費	西伯体育館改修	18,801 (0 18,801)
	後期高齢者医療関係経費	163,245 (9,791 173,036)		西伯小校舎屋根工事	50,959 (50,959 0)
律生	衛生費職員人件費	2,018 (35,107 37,125)	公債費	地方債元金	37,121 (979,369 1,016,490)
費	老人保健会計繰出	123,042 (134,642 11,600)	費	地方債利子	9,074 (151,863 142,789)

般質問ダイジェス

昭和二十一年か

健康管理と人材活用は

団塊世代対策

細田元教議員

特定検診を活用し地域活性化に力添えを

らせるようにする、これ 戦力である人材をどのよ らについての町の施策、 あると思っている。これ は我が町の大きな財産で れらの人が伸び々々と莫 うに活用していくのか問 活用する場所、そしてこ な方々を生かすところ、 と思う。また、知識豊富 生きがい対策等も大事だ どの今後の体力保持等や の変化による体調不良な 団塊世代が定年退職の時 代になった。生活リズム ら昭和二十五年の を育てることとありまし

います。 った方々が地域で活躍し ていただく事を期待して れます。知識や技能を持 あいに区切ってみると、 年から二十六年というぐ 町内に約千百五十人おら ていますが、昭和二十二 ろんな幅で語られ 団塊の世代はい

体力保持については平

楽しみは野菜づくりや花 アンケートによると働く 生きがい対策については、 定健診を同時に実施する 甲状腺、肺がん検診と特 健指導を活用していただ こととの回答が一番多く セット検診も行います。 きたいと考えています。 対象に特定健診、特定保 十歳から七十四歳の方を 成二十年度から始まる四 大腸、子宮、乳 の世代の活躍に向けた支 の活性化を目指して団塊 い手の育成確保に努める 催しています。 農業の担 年期の営農セミナー を開 ていこうと考えて取り組 な担い手として育成をし の世代の方を農業の新た が不足している中、団塊 援をしたいと思います。 と共に健康づくりや地域 んでいます。以前から定

その他の質問 教育問題

町では農業の後継者



法勝寺庁舎屋上より

は燃えるゴミを地域振興 は、地域振興区単位で収 では二倍以上に増えてい べて減少する見込みです 集し、ゴミの重量を測定 ます。 平成十九年度から ていますが平成十八年度 していますが昨年度に比 減量五%取り組み方法 分別収集を開始し 平成九年度から

ゴミの減量化

杉谷早苗議員

燃えるゴミ減量五%目標の取り組みは

紙類の徹底的な分別を

町長

町長

えるゴミ五%減量化に向 袋に入れるか、袋に入ら り、それに伴い通常収集 は何時からか、取り組み と聞いている。実施予定 けた取り組みを実施する ような背景の中、町は燃 けるということだ。 この ない場合は指定の袋をつ 木、木くずなども指定の ミの個人持込が有料にな ように考えているか。 困難な地域の対策をどの 方法は、自家処理方法の に出すときの布団、剪定 耆町清掃管理組合へのゴ |から、南部町・伯 平成二十年四月 と考えて させたい 時期は地 す。実施 えていま り組んで いますの 収集して 区単位で スタート 域振興協 ことを考 いただく 議会で取 域振興協 で、各地 議をして 議会と協

ども検討しています。 又、目標達成振興協議会 します。生ゴミ処理機購 徹底した水切りをお願い 討いただきたいと思いま 冢処理できないところは ゴミ処理対策として、 への活動費の助成制度な 人の補助制度の利用も検 燃えるゴミ五%の減 紙類の徹底的な分 自 生

積極的に取り組んでいた

だきたいと思います。

います。



っています。地域振興協 別と生ゴミの少量の削減 で十分クリアできると思 デアをだしていただき、 議会それぞれ減量のアイ 南部町・伯耆町清掃管理組合

その他の質問

子育て支援

どのような方法でPRをするのか

SANチャンネル等での広報を

文化の振興等、複数の施 テムです。 を選んで寄付できるシス し、寄付をする人が施策 **高齢者福祉の充実、教育** 各自治体が、自然保護、 いてですが、この制度は 伴う寄付条例の制定につ 事業のメニューを示 付制度と、それに ふるさと再生客

定している 〇〇八年二月まで全国で する制度、二〇〇四年の 必要額に達したら事業化 ニセコ町を皮切りに、一 三十二市町村が条例を制 長野県泰阜村、北海道の 基金をつくって積み立て、 自治体は受け皿となる

られている。 るさと寄付条例」として 点で県内では県を含め十 条例が提案された。 現時 三市町村が検討中と報じ 今議会に「がんばれふ

視点をどこに求めるかで 果を上げたい事業だが、 りを地方は受信する。地 その評価も変わってくる。 方と都市の共生のため成 発信、都市からの思いや 地方から都市への情報

か説明を求める。 で町内外にPRを行うの を、又、どのような方法 条例制定に当り考え方

今国会で審議中でありま 関心を呼び、地方税法の とする税制上の仕組をふ の問題提起により大きな 十九年五月、菅総務大臣 るさと納税と言います。 とで貢献することを可能 の自治体に寄付をするこ 部改正する法案として たことのある地域

では寄付金の十%程度の 除するものです。 これま 〇円を超える部分につい 共団体に対する寄付金の でしたが、この改正で寄 と住民税によって全額控 て一定の限度まで所得税 うち、適用下限額五〇〇 付が急増するものと考え 減税効果しかありません 制度の内容は、地方公

考えています。

ています。 今後の取り組 し体制を整備しようとし るさと寄付条例」を上程 今議会に「がんばれふ



土手の桜

報活動や、クレジットカ 等での交流を通じての広 ANチャンネルでの広報 ページや広報なんぶ、S と考えます。又、ホーム っていただくことが大切 は、皆様に制度をよく知 活動や、県人会、町人会 ドによる寄付の検討を

実施し充実したものにし は事業を寄付者に選んで な制度であります。 町で たいと考えています。 したので施策を積極的に いただく方法を提案しま て納税地が選べる画期的 寄付という仕組を借り

その他の質問 全国瞬時警報システム 教育施設の整備

町長

三世代住宅優遇措置は 若い世代には、なかなか受入れられない

名、一年生は百三十三名 の卒業生が両中学合せて まれたお子さんが六十人 きの事業は行われている されている、いわば外向 来られ家を建てられた方 策については、町外から 及んでおります。 人口対 でした。また十八年度死 百六名、二年生は八十九 と少なく、先日の中学校 には固定資産税の還付が 亡の方は百四十七名にも み、南部町でも今年度生 ||六十万人を割り込 鳥取県の人口も

今後も企業誘致などによ となっていることに、 ました。その結果として、 制も充実させながら、 る方に保育園の受入れ体 造成し、転入してこられ そして新しく住宅団地を 信を深めてまいりました。 て南部町はわずかな減少 い世代の定住に努めてき を創出してまいりました を充実させることで雇用 進め、あわせて福祉施設 確保のために企業誘致を 住対策として働く場所の 人口減少が他町と比較し ぞれの町で若者定 合併前からそれ

を伺いたい。 組をどのようにされるか 特別税措置が考えられて 世代住宅取得を優遇する のか、また鳥取県でも三 はどのように考えている が、内向きの事業の方策 いますが、当町では取り

実させてまいります。

県の三世代施策につい

ら暮らしやすい町、

安心

上に前面に出し、皆様か

町

長

して子育てができる町と

言われるように、一層充

受け入れられない実態か の若い世代にはなかなか 分承知していますが最近 若い夫婦もある訳です。 堂々と回答を寄せられる 悪いくせがつくなどと、 居したがらない。 あるようですが、 同居を望まれないようで ますに、若い人はどうも す。ただ、アンケートの ておりませんが、非常に てはまだはっきり承知し 三世代同居のよさは、十 尋ねてみますと、子供に 建て暮らすようなことは 結果などから推察いたし いいことだと思っていま 同じ宅地内に別棟を 案外同 理由を

その他の質問 企業誘致

困っています。

大国田園スクエア

祉の充実を図りながら福 り働く場所を確保し、

祉の町南部町を今まで以

法勝寺公園の桜土手 青砥日出夫議員

枯れが進んできた土手の桜

新たな植栽・定期的な維持管理で

はないでしょう。今後少 思いがするのは私だけで た土手の桜並木が枯れて 今日迄の町の発展や、私 えてきました。天狗巣病 も激しく年々枯れ枝もふ 年近くになり、木の傷み いくのは、非常に寂しい 達の成長を見守ってくれ てきているところです。 は、なかなか困難となっ 界に近づいた巨木の延命 も老化とともに増化し限 の桜並木は、今年で六十 しずつでも入れ替えをし もある法勝寺土手 南部町の町花で

ばと思うがどうか。 るような対策をしなけれ 桜を守り安全確保に努め 校・PTAなど町全体で れ、通学路に落下する事 学路に張り出した枝が枯 でもあり大変な事態も起 からは、教育委員会・学 実があるからです。 これ きかねません。 それは通 ていかなければ、通学路

たくさんの観光客でにぎ くの人に愛され、毎年春 にきれいな花を咲かせて は 町の花である桜 町民を始め多

枯れた土手の桜 世代に継承して 先人の思いを次 わっています。 緑水湖までの道 で守られた町の のたゆまぬ努力 この桜は先輩方 ては花回廊から いく為、町とし によって今日ま 貫重な財産です。

路沿に新たな桜 の植栽を行った その他の質問 施政方針

るよう、魅力的な町づく い桜の花でいっぱいにな 行い、南部町内が美くし り、今の桜の維持管理を

てまいります。 用により、今後も積極的 す。桜並木の保全と桜を 定例会で提案しています ると考えています。今期 的な維持管理が必要であ な植栽と、継続して定期 を咲かせるために、新た ちあふれ、毎年立派な花 ます。町内が桜の花で満 防除や枯れ枝の撤去を実 があり、町として毛虫の 発生して道路に落ちるこ 終わってからは、毛虫が です。しかし美しい花が りを推進しているところ に桜の町づくりを推進し 通じた町づくり事業の活 寄付条例の中にもありま 南部町がんばれふるさと 施してきたところであり とや枯れ枝が落ちること

合併浄化槽

れるものではない。 員の横暴は決して容認さ く望んでいる。町長、 の基本であり、住民も強

町長

政治倫理

亀尾共二議員

暴言の謝罪を求める

謝罪の考えはございません

町 長

町長

ぞ」と発言したことは重 だ解らないのか手が出る 住民の声を届ける議員の いの中で議員に対して「ま 質問をゆがめたり、話合 ある、恣意的だ」などと、 大な問題である。 んたらの質問には悪意が 質問について、町長は「あ • |会期中に、議員の 昨年十二月議会

共産党議員、謝罪求める

が共産党町議三人に対し一ないか」と質問。

に南部町の坂本昭文町長一者として説明すべきでは

昨年十二月議会会期中一が、町民の信託を受ける

南部町長認めるも謝罪せず

報道された新聞記事

思わず発した」

ちで聞くこと、これが民 られている。公平、公正 治をすることが特に求め 的とし、公平、公正な政 られており、地方公共団 する者の声を真摯な気持 福祉を増進することを目 体の首長は、住民の健康 ついて首長と意見を異に とは住民の要求や意見に で政治に臨むことが求め 倫理を持ち、正しい姿勢 主主義社会の自治体運営 議会に席を置く者は政治 今日、自治体の首長、

最が同議員団の町議三/ 同議員団・衛尾共三団 同町最に対し、開議/官はよし、によること 同意問題は職会議員団など、今職会中に文書での「きる」「四次の問題の職員を表のとこの。「明書を表のとこの。」「明書を表のとこの。」「明書を表のとこの。」「明書の「書」 は暴言の非を認め、 |南部町長が「暴言」 共産党鳥取県委員会と | 本来める抗議文を提出し |

同議員団(電電共三団 | 紙取る

偽装の疑いがあるのでは ないかと質問がありまし ター の業務委託の契約は 九月議会に西伯給食セン 会の一般質問で、 昨年の十二月議

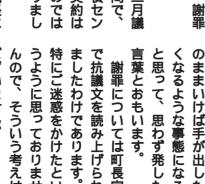
た。 うに言われ同席をしまし かかり、話しに加わるよ 発言の申し入れをされて いるところに、私が通り ルール違反と本会議での 本会議の終了後議長に 激しい議論の中でこ

> くなるような事態になる のままいけば手が出した と思って、思わず発した 言葉とおもいます。

を求める。

うように思っておりませ 特にご迷惑をかけたとい ましたわけであります。 ございません。 んので、そういう考えは で抗議文を読み上げられ 謝罪については町長室

その他の質問 農業問題 給食センター





の三町譲に暴言を吐いた一なかった。

公正な競争を確保するよう入札参加企業を増やす改善を

落札価格は安いだけがいいとは言えない

町

行政改革と人権行政

効率的な人権行政を推進

町長

題の解決は国及び地方自 る改革のなかで、 地域振興協議会設置によ 管理者制度導入、 地方分権、 ます。行政改革において

が、新年度を迎えるにあ 早期に執行すべきと思う 解される内容で改正され 中である。人権侵害によ 見がだされ現在施行停止 法曹会を中心に慎重な意 平成十七年十月に県議会 平成十五年九月から一年 である。人権侵害救済は すため、県民に正しく理 るさまざまな被害をなく 本会議において成立後、 以上の長期間検討され、 行政を推進する事が重要 ある。 更に他市町村より たり町長の所信を伺う。 に努力してきたところで 町民一体となり問題解決 治体の責務であり、行政 一歩も二歩も進んだ人権 年十月成立後 効率的な人権 さまざまな意 は、平成十七 条例について 行政を展開し ていきます。 連絡を密にし **事業協力等、** 人権侵害救済

問題と意識し積極的に取 り組んでいく必要があり 一人が自分自身の 人権は町民一人 後条例見直し て条例等の停 県議会におい 見があり二月 止が決まり其

も設け役場担当課とより 権学習、人権啓発の部署 くりを進める必要があり 地域特性を生かした町づ ーズに的確にこたえ、簡 要であり、多様な町民ニ り行政運営することが重 ずからの判断と責任によ の進展により、自治体み 地方分権や規制緩和など 充実した情報のやりとり、 振興協議会において、人 ます。昨年設立した地域 素で効率的な体制整備と

その他の質問 格差社会

る指針では「地域産業の

全国知事会が発表してい

る合理性はないと考える。

南部町人権啓発の

守りたいと思います。 成立された条例であり、 権条例は他県に先駆けて おりますが、鳥取県の人 発生の危惧も指摘されて の条例は新たな人権侵害 が提出されました。現在 改正を必要とする意見 の検討会後内容の大幅な 検討委員会を設け十八回 最善の打開策が示される

と確信し、今しばらく見

地元企業の育成、雇用の 落札率は平均で九十四・ 九社という現状だ。また、 社。その内、地元企業は 加している企業は一三五 出している企業は九六〇 ほとんどを指名競争にす 確保などを理由に入札の 七%という状況である。 二五〇万円以上の契約の 町が指名し入札に参 | 町に指名願いを提 十九年の実績で

地域の業者数を考慮しつ な地域要件については応 とする。なお、このよう きるよう応札可能者は一 を設定するに当たっては、 加条件としての地域要件 ある。一般競争入札の参 争性の確保を図る必要が 十から三十社以上を原則 つ、公正な競争が確保で 育成にも配慮しつつ、競 術力の蓄積だとか社会言 単価設定、価格設定が技 また、落札価格は適正な があると思っております。 企業は配慮していく必要 も同様で、一定程度町内 を通じて町に貢献いただ だいておりますし、仕事 のようなことも期待でき 献など、利益がないとそ いています。従業員の方

と考えるが見 解はどうか。 な改善が必要 南部町におい 述べている。 てもこのよう

税もしていた 町内企業は納 については同 くという方向 性を高めてい 感です。ただ、 ついて、透明

も違います。そういうも ます。また工種によって ということも起こってき ないと思います。 が適正かとなかなか言え のを押しなべて、いくら す。安ければ手抜き工事

その他の質問 り方 事業実施の優先度のあ 後期高齢者医療制度

業界ぐるみ」相次ぐ証言 「大学のでは、19年 温湿山陰7市町村が 参加資格など公表 般新聞でも報道

調達に

公共

るよう、いっそうの緩和 札可能者がさらに増加す

安いだけがいいというこ ません。したがいまして、

とにはならないと思いま

を図る必要がある。」と

的行為によってだ。これ らを育てていくというの

なにすばらしい町づくり

いうのはNPOなど自発

事) に住民が参加すると

らかだ。本来公共(の仕

十年度の予算を見ても明

いく中身だというのはこ

地域振興区

8

緑水園の指定管理は法律にふれない

法令等に抵触はない

町長

指定管理

行政主導で住民自治は育つのか

住民に参加の義務を課すものではありません

町長

行政の肩代わりをさせて はないか。住民が自発的 例の趣旨にも反するので 制的にとりくむことは条 協議会への加入を半ば強 が条例が通れば協議会へ 先の議会答弁で町長は、地 ではないか」との住民の ない。明治時代の考え方 住民自治は育つものでは 組織をつくれといっても 問の声が上がっている。 のか、多くの住民から疑 にやっているというが、 の参加が義務になるのか。 は条例ができるまでは任 域振興協議会に入ること 声にどう応えるのか問う。 動の発展に貢献している 民に役立つ活動や自主活 意でない」といっている 意だが、できてからは任 役場の職員が来て住民 組織が、本当に住 行政主導の住民

することを求める。 ろに大きな問題がある。 民組織に統括させるとこ はないか。行政が区割り くというのが町の仕事で 町の役割と責任を明確に を決め、それを任意の住 働ける場所を保障してい であれば住民が自発的に

っていただけたら、こん 議会に公共 (の仕事)の ありません。地域振興協 民自治本来の姿である住 なされてきています。住 同意によって、民主的に 参加され、活発な議論と 地域の皆さんが積極的に 務を課しているものでは す。協議会への参加の義 織になったということで められたので条例上の組 して提言したが条例で認 興協議会」は任意組織と と実感しています。「振 民参加型のまちづくりが な誘導はしていません。 着々と芽生えてきている 部でも町と恊働してや 主導に寄る一方的 おしつけや行政

合的な福祉の増進とか地 なことでも、自治体の総 的には強制力がないよう めるのが目的です。基本 りをするための地域を定 っています。

ております。 るよう努める) だと思っ がおこなう活動に参加す ところは第三条 (振興区 に課している一番大事な 総務課長)条例が住民

その他の質問 住民負担 公立病院

はないのではないかと思 (副町長)条例は町づく

判断しています。 て町内一円に推進すると 域づくりとか条例で定め いうことは違法でないと

係にある議員の半数八名 が関わりを持っているに 合理と思うが問題ないと また一般社会通念上、不 する行為」にもあたる。 法九十条「公序良俗に反 **斥もなく当該予算案等の** も拘らず、その議員が除 番議にあたることは、民 緑水園の理事等利害関

地方自治法一四二条に定 められている、請負とは、 る兼業禁止規定は、 首長の請負に係

条項」地方自治法一四一 の兼業禁止」に議員が抵 条、首長一四二条、及び 禁止、「首長の兼業禁止 法第一〇八条双方代理の り運営されているが、民 触しないとする根拠を求 同法九十二条の二「議員 管理で町長が理事長とな 自治法の施行に伴い現在 南部町地域振興会の指定 設、緑水園が改正 南部町の公の施

する根拠は

理者は、地方公共団体の 運営しています。指定管 はじめ主に町と議会議員 町長とし、副理事長に議 果たす意味から理事長を からなる十名の理事会で 長、専務理事に副町長を

ません。

ものではなく、法 が取引関係に立つ 体と指定管理者と 地方公共団体に代 決を得たうえで、 管理は、議会の議 ます。指定管理者 あり、地方公共団 わって行うもので による公の施設の を指すものであり 力を供給する契約 に対して物件、労 広く地方公共団体

ません。 の禁止規定には適用され されており、首長の兼業 律上、指定管理者制度は 請負にはあたらないと解

るため、地方公共団体と 四五四頁にあり問題あり 任は抵触しません。 また 法上の契約関係でなく常 権限が与えられる事とな づき公の施設を管理する 指定という行政行為に基 ても地方議会事務提要一 審議における除斥につい 務理事への町会議員の就 指定管理者との関係は私

経営に関して町が責任を が出資して設立し、その 団法人地域振興会は、

町

緑水園の運営主体の財

その他の質問 中医協問題について 人口対策と増収対策



緑水園

3月定例議会委員会報告

総務常任委員会

(反対者意見)

とおりであった。 の審査が付託された。 委員会に十議案、五条例 三月定例議会では、当 審査内容の概要は次の

查

(反対者意見) 住民訴訟に対する弁護 一般会計補正予算

の激変緩和措置では不十 いる点、後期高齢者医療 (賛成者意見) 分である点。 士費用を予備費充用して (反対者意見)

* 賛成多数で承認 正であり、 果である。 四千六百万円の減額補 育児休業等に関する法 支出抑制の結

* 全員一致で可決 律改正に伴う条例整備

(反対者意見) 例の改正 被災者住宅再建支援条

部損壊を対象外にするこ なる可能性も。また、一 とは、制度の低下。 中山間地では対象外に

この条例でも従来の範囲 (賛成者意見) 国の制度整備に伴い、

* 賛成多数で可決 を網羅できる。 特別会計条例の改正

> 結を求めている。 期高齢者は制度自体の凍 別会計を加えたこと。後 たことと、後期高齢者特 簡易水道会計を廃止し

項であると考える。 問題点もあるが町内を統 (賛成者意見) 合することから必要な事 簡易水道に関しては、

* 賛成多数で可決 町営バス管理運行条例

(賛成者意見) で金額を定めるべき。 住民が望んでいない路 利用料金は条例の中

も注視していけばよいの 料金については、議会で 例を制定するものである。 では運行できないので条 法改正により今のまま

* 賛成多数で可決 国民健康保険税条例の

導入により十期の分割が 賛成できない。 題である。 特別徴収にも 八期になるというのは問 後期高齢者医療制度の

処理が間に合わないとい (賛成者意見) 業務が集中する時期には 分割回数が減るのは、

> * 賛成多数で可決 めにも止むを得ない。 うことで、事故防止のた

南部町教育の日条例の

全員一致で可決

全員一致で可決 る条例の改正 町立学校の設置に関す

* 全員一致で可決 と寄付条例の制定

内容などにも反対である。 の他に地域振興協議会の らない理由を住民に説明 職員派遣、行財政改革の しなければならない。そ また借金をしなければな が、借金があるのに、今 金を積み立てるのは良い (賛成者意見) 地域振興基金として基

* る。地域振興協議会の予 り、評価できる予算であ から議会要望を出してお 算配分も評価できる。 賛成多数で承認

(反対者意見)

陳

存しないエネルギー 政 直し、及び原子力に依 層調査と耐震基準の見 島根原子力発電所の断

ついては、継続審査とし * 賛成少数で不採択

南部町がんばれふるさ

(反対者意見) 平成二〇年度一般会計

教育施設の充実は以前

のとした。

年度南部町住宅資金貸付 きものとした。 て、全員一致で可決すべ 特別会計補正予算につい 議案第七号 平成十九

策の転換を求める陳情

* 賛成少数で不採択 求める陳情書 求める意見書の提出を JR不採用問題の解決 に向けた協議の開始を

民生常任委員会

る条例の一部改正につい 町病院事業の設置に関す

て、賛成多数で可決すべ

きものと決した。

議案第三十四号

平成

ついて、全員一致で可決

した。

議案第三十二号

当委員会に付託を受け

予算 (連合審査) につい きないとの意見もあった 多数であり可決すべきも ステムであるとの意見が が、激変緩和のためのシ ており、認めることはで ステム委託料が計上され て、後期高齢者医療のシ 年度南部町一般会計補正 六件であった。 た議案は二十件、 議案第五号 平成十九 陳情は

年度南部町国民健康事業 議案第六号 平成十九

ついて、制度そのものに ついて反対との意見もあ **事業特別会計補正予算に**

その他の三件の陳情に

べきと決した。

のとした。

制度であり不安感も与え る条例の制定について、 した。 の多数意見があり賛成多 七十五歳で別扱いの医療 町後期高齢者医療に関す 数で可決すべきものと決 を守るため必要であると ているために反対。 若年 層の負担軽減、保険制度 議案第二十二号

> 予算 (連合審査)後期高 二十年度南部町一般会計

町特別医療費助成条例の 致で可決すべきと決した。 **部改正について、全員** 一部を改正する条例の 議案第二十三号

した。 致で可決すべきものと決 部改正について、全員 町福祉医療費助成条例の 一部を改正する条例の 議案第二十四号南部

部改正について、賛成多 町国民健康保険条例の 議案第二十五号 南部

ったが、成果も少しずつ を認め賛成多数で可決す 上がっており、回収努力

数で可決すべきものと決

別会計補正予算について、 全員一致で可決すべきも 九年度南部町墓苑事業特 議案第十二号 平成十

病院事業会計補正予算に 議案第十四号南部町

て十八化につき二十円の

ついて原油高騰分につい

に関する条例の一部改正 町廃棄物の処理及び清掃

について、し尿の料金に

値上げについては賛成多

数で可決すべきものと決

すべきものとした。

多数により可決すべきも のと決した。 会計予算について、賛成 町国民健康保険事業特別 議案第三十五号 南部

多数により可決すべきも

のと決した。

反対意見があったが賛成 金、人権施策等について 齢者医療特別会計の繰出

のと決した。 全員一致で可決すべきも 特別会計予算について、 二十年度南部町老人保険 議案第三十六号 平成

ついて、賛成多数により 貸付事業特別会計予算に 二十年度南部町住宅資金 議案第三十七号 平成

議案第二十六号

3月定例議会委員会報告

二十年度南部町介護サー すべきものと決した。 ピス事業特別会計予算に ついて、賛成多数で可決 議案第四十二号 平成 議案第四十三号 平成

可決すべきものと決した。

決した。 特別会計予算について、 全員一致で可決すべきと 二十年度南部町墓苑事業 議案第四十四号 平成

決すべきと決した。 ったが賛成多数により可 者医療特別会計予算につ いて反対とする意見があ いて、制度そのものにつ 二十年度南部町後期高齢

のと決した。 多数により可決すべきも 会計予算について、賛成 二十年度南部町病院事業 議案第四十六号

支援事業会計予算につい 二十年度南部町在宅生活 きものと決した。 て、全員一致で可決すべ 療養病床廃止。 医療療養 陳情第二十五号 介護

撤回に関する陳情につい て、賛成少数で不採択す 病床削減計画中止の意見 局齢者医療制度の中止・ 続審査にすべきと決した。 について、全員一致で継 **書採択等を求める陳情書** 陳情第二十八号 後期

> ついて、重大な誤りがあ 撤回に関する陳情書面に べきものと決した。 り多数意見により審議未 高齢者医療制度の中止・ 陳情第二十九号

回に関する陳情について、 べきものと決した。 齢者医療制度の中止・撤 質成少数により不採択す 陳情第三十号 後期高

決されており、陳情者に 域連合においてすでに議 続のお願いについて、広 保険料の激変緩和措置継 より審議未了とした。 内容を説明し多数意見に 陳情第三十二号

すべきものと決した。 学童保育、子育て支援施 て、全員一致で趣旨採択 見書提出の陳情書につい 制度の堅持、拡充、保育 算の大幅増額を求める意 策の推進に関わる国の予 陳情第三号 現行保育

議案第四十七号 平成

経済常任委員会

陳情二件であつた。 た案件は、議案十八件、 本委員会に付託を受け

で減額の補正であり全員 年一般会計補正予算につ いて、事業実績に伴うもの 一致可決すべきと決した。 議案第五号 平成十九

> 年農業集落排水事業特別 致可決すべきと決した。 設工事が主であり全員一 ニュー タウン間送水管付 補正予算について、諸木 年簡易水道事業特別会計 議案第九号 平成十九 議案第八号 平成十九

した。 全員一致可決すべきと決 年浄化槽整備事業特別会 業実績に伴うものであり 計補正予算について、事 議案第十号 平成十九

すべきと決した。

配で反対があったが可決 り将来料金の値上げの心

内容とするものであり全 会計補正予算について、 九年公共下水道事業特別 員一致可決すべきと決し みのりの里の事業実績を 議案第十一号 平成十

すべきと決した。 が主であり全員一致可決 九年水道事業会計補正予 に米子市からの受水料金 算について、給水不足時 議案第十三号 平成十

例の一部改正について、 可決すべきと決した。 道事業の設置に関する条 廃止について、全員一致 特別導入事業基金条例の 議案第二十八号 上水 議案第二十七号

> りで、西伯区は馬佐良の 合し、使用料金は現行通 佐良区を上水道会計に統 ることに反対があったが みを入れ、会計だけ併せ 鶴田を除く会見地区と馬 可決すべきと決した。 内容は簡易水道の池野、

らの繰入金は出来なくな 法を適用する条例の制定 部適用になり一般会計か について、公営企業の全 水道事業に地方公営企業 議案第二十九号 簡易

した。

あったが可決すべきと決 加入金引き下げの意見が 会計補正予算について、

べきと決した。 ついて、全員一致可決す 道基金条例の一部改正に 議案第三十号 簡易水

いて、全員一致可決すべ 住宅条例の一部改正につ 議案第三十一号 町営

貸付金 (二千二百万円) 二十年一般会計予算につ であるの賛否で採決の結 あり、ジゲの道はすべき くり事業は町のすべき什 を出すこと、ジゲの道づ の貸付金は以前の基金で いて、緑水園に無利子で 致可決すべきと決した。 の認定について、全員 **事の放棄である、緑水園** 議案第三十四号 平成 議案第三十三号 町道

> と決した。 果賛成多数で可決すべき

見があったが可決すべき 加入金の均一をすべき意 特別会計予算について、 と決した。 一十年農業集落排水事業 議案第三十八号

べきと決した。 ついて、全員一致可決す 残土処分事業会計予算に 議案第四十号 平成二

があったが可決すべきと 会計予算について、意見 十年浄化槽整備事業特別

別会計予算について、意 と決した。 見があったが可決すべき 一十年公共下水道事業特 議案第四十一号 平成

果もある。

きと決した。 **事業会計予算について、** 息見があっ たが可決すべ 議案第四十五号 水道

決した。 等を求める意見書提出に 防止特措法関連予算を 関する陳情は趣旨採択と 元と被害防除に使うこと **馬獣捕殺でなく自然林復** 陳情第一号 鳥獣被害

継続と決した。(本会議に おいては不採択となった) 暫定税率の廃止について 財源の一般財源化および 陳情第二号 道路特定

議案第三十九号 平成 のである。 ら六十日たっても議決され決後、参議院に送られてか税制関連法は衆議院で可 議院に送られ決せられたも ず憲法の規定により再び衆 法案が与党の二/三以上の 賛成多数で再可決された。 などの暫定税率を復活する 四月三十日、ガソリン税 あ

を示したとのアンケート結 近い四十二名が評価の姿勢 全国都道府県知事の九割に らの存在を否定するに等し ことのできない参議院は自 い行動と言わざるをえない。 法案の再可決について、 この間、賛否すら決する

いのだろう。 いくすじがきが描ききれな 拒否を貫いて内閣総辞職や、 動を示していない。 の参議院の提出に明確な行 解散・総選挙に追いこんで わりと言われており、審議 なく無視されればそれで終 議には、何ら法的な根拠が 首相に対しての問責決議案 民主党をはじめ野党は、 問責決

財政改革の基本方針」に一 め、六月にまとめる「経済 の検討に着手する方針を固 本改革に向け税制調査会で 政府は四月三十日に税制抜 むことを目指すとしている。 を二〇〇九年度から一般財 般財源化の具体案を盛り込 源化する方針を示しており、 福田首相は道路特定財源

く十分な審議ではないだろ といった姿勢、行動ではな のは、強硬採決・審議拒否 「ねじれ国会」で必用な